

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

県外産業廃棄物搬入処分協議書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕

県外産業廃棄物を搬入し、及び処分したいので、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり協議します。

県外産業廃棄物を生ずる事業場	名 称			
	所在地			
搬入しようとする県外産業廃棄物	種 類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。)	数 量 (m ³ 又はt)	性 状	
			/月	
搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

県内 処分業者	住所又は 主たる事務所の所在地	
	氏名又は 名称及び代表者の氏名	
処分の方法		
処分が 行われる施設	設置場所	
	処理能力	
運搬を 行う者	住所又は 主たる事務所の所在地	
	氏名又は 名称及び代表者の氏名	
積替え又は保管が行われる施設の 経路の有無		有 ・ 無 ※該当するものを○で囲むこと。
県外産業廃棄物を取り扱う 際に注意すべき事項		
その他		

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 県内処分業者が複数の場合には、県内処分業者ごとに別葉とすること。
- 3 「搬入しようとする県外産業廃棄物」の「数量」の欄は、搬入量が最大となる月の数量を記載すること。
- 4 最終処分の場合には、「搬入しようとする県外産業廃棄物」の「数量」の欄は、容量で記載すること。

様式第2号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

県外産業廃棄物搬入処分変更協議書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

県外産業廃棄物の搬入及び処分について協議した事項を変更したいので、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり協議します。

協議結果の 通 知	年 月 日付け 第 号	
変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更する年月日	年 月 日	
変更の理由		

様式第3号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

県外産業廃棄物搬入期間開始日繰上届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

県外産業廃棄物の搬入期間の開始日を繰り上げるので、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

協議結果の 通 知	年 月 日付け 第 号	
搬入期間の 開 始 日	繰上前	年 月 日
	繰上後	年 月 日
繰上後の 搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第4号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

県外産業廃棄物搬入処分変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

県外産業廃棄物の搬入及び処分について協議した事項を変更するので、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

協議結果の 通 知	年 月 日付け 第 号	
変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更する年月日	年 月 日	
変更の理由		

様式第5号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

県外産業廃棄物搬入状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名]

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第15条の規定により、 年3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の搬入状況について、次のとおり報告します。

協議結果の通知	年 月 日付け 第 号		
県外産業廃棄物の搬入の状況	県外産業廃棄物を生じた事業場（名称及び所在地）	種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）	数量（m ³ 又はt）

備考

- 1 条例第12条第2項の規定による通知が複数ある場合には、それぞれの通知ごとに別葉とすること。
- 2 最終処分をするため搬入した場合には、「県外産業廃棄物の搬入の状況」の「数量」の欄は、容量で記載すること。
- 3 県外産業廃棄物を生じた事業場が複数ある場合には、それぞれの事業場ごとに種類及び数量を記載すること。

様式第6号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物
運搬状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号
許可番号

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、 年3月31日以前の1年間における 産業廃棄物の運搬状況について、次のとおり報告します。

保管	種類	運搬量 (t)	報告者に運搬を委託した者				報告者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を引き渡した者				
			許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	受託量 (t)	許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	引渡量 (t)	備考
行った 場合											
	小計		—	—	—		—	—	—		—
行わな かった 場合											
	小計		—	—	—		—	—	—		—
合計			—	—	—		—	—	—		—

備考

- 1 産業廃棄物の運搬に係る報告と特別管理産業廃棄物の運搬に係る報告は別葉とすること。

- 2 「許可番号」の欄には、報告者に運搬を委託した者又は報告者が産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物を引き渡した者が産業廃棄物処理業者である場合に、その許可番号を記載すること。
- 3 報告者が収集運搬業者に運搬を再委託した場合には、「備考」の欄に「再」と記載すること。
- 4 記入欄が不足するときは、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 5 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの保管が行われる施設（以下「保管施設」という。）への搬入搬出状況等については、別紙に記載し添付すること。

別紙（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

保管施設の設置場所	
保管施設における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとの保管上限（t）	

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの搬入搬出状況

種類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間 総量 (t)
		搬入量 (t)												
	搬出量 (t)													
	搬入量 (t)													
	搬出量 (t)													
	搬入量 (t)													
	搬出量 (t)													

備考

- 1 産業廃棄物の運搬に係る報告と特別管理産業廃棄物の運搬に係る報告は別葉とすること。
- 2 保管施設ごとに別葉とすること。
- 3 記入欄が不足するときは、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第7号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物 処分状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号
許可番号

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、 年 3月31日以前の1年間における 産業廃棄物の処分状況について、次のとおり報告します。

種類	処分方法	処分量(t)	処分後量(t)	報告者に処分を委託した者					報告者が処分を委託した者				
				許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	受託量(t)	備考	許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	委託量(t)	備考
合計	—			—	—	—		—	—	—	—		—

備考

- 1 産業廃棄物の処分に係る報告と特別管理産業廃棄物の処分に係る報告は別業とすること。
- 2 「許可番号」の欄には、報告者に処分を委託した者又は報告者が処分を委託した者が産業廃棄物処分業者である場合に、その許可番号を記載すること。
- 3 報告者が処分業者から処分を再委託された場合には、「報告者に処分を委託した者」の「備考」の欄に「再」と記載すること。
- 4 報告者が処分業者に処分を再委託した場合には、「報告者が処分を委託した者」の「備考」の欄に「再」と記載すること。
- 5 委託を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について、2以上の処分方法により段階的に処分を行った場合にあっては、最初の段階における処分に係る記載をした上で、その下段の「処分方法」、「処分量(t)」及び「処分後量(t)」の欄並びに「報告者が処分を委託した者」の

各欄に、後に続く段階における処分に係る記載を続けてすること。

6 記入欄が不足するときは、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

7 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごと、処分方法ごと及び月ごとの処分量等については、別紙に記載し添付すること。

中間処理後の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごと、持出先ごと、処分方法ごと及び月ごとの持出状況

種類	持出先	処分方法	月ごとの持出量 (t)												年間総量 (t)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		計													
		計													
		計													

備考

- 1 産業廃棄物の処分に係る報告と特別管理産業廃棄物の処分に係る報告は別葉とすること。
- 2 事業場ごとに別葉とすること。
- 3 「持出先」の欄には、中間処理後の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を報告者が別の事業場において自ら処分するため持出しを行う場合には「自社」、委託して処分するため持出しを行う場合には「委託」、再生品として使用又は販売をするため持出しを行う場合には「再生」と記載すること。
- 4 記入欄が不足するときは、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第8号（第19条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（設置）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]

産業廃棄物処理施設等を設置するので、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）	
産業廃棄物処理施設等の設置場所	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	<p>面積</p> <p>埋立容量</p> <p>$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ m^2 m^3</p>
△ 生活環境の保全のための措置	

△産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	位 置		
	処 理 方 式		
	構 造 及 び 設 備		
	処 理 に 伴 っ て 生 じ る 排 出 ガ ス 及 び 排 水	排 出 量	
		処 理 方 法 (排 出 の 方 法 (排 出 口 の 位 置 、 排 出 先 等 を 含 む 。) を 含 む 。)	
	設 計 計 算 上 達 成 す る こ と が で き る 排 ガ ス の 性 状 、 放 流 水 の 水 質 そ の 他 の 生 活 環 境 へ の 負 荷 に 関 す る 数 値		
そ の 他 構 造 等 に 関 す る 事 項			
△維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他維持管理に関する事項		
使用開始予定時期	年 月		

備考

- 1 「産業廃棄物処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第9号（第19条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

産業廃棄物処理施設等を変更するので、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 変更する事項等

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

2 変更後の施設の概要

産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）	
産業廃棄物処理施設等の設置場所	
産業廃棄物処理施設等の処理能力	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△生活環境の保全のための措置	

△産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	位置		
	処理方式		
	構造及び設備		
	処理に伴う排出及び排水	排出量	
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他構造等に関する事項			
△維持管理に廃棄物処理施設に係る等事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他維持管理に関する事項		
使用開始予定時期	年 月		

備考

- 1 「産業廃棄物処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第10号（第24条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

説明会開催計画書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した事業計画書に係る説明会を開催するので、同条例第21条第3項の規定により、次のとおり提出します。

施設 の 概 要	産業廃棄物処理施設等の種類	
	産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）	
	産業廃棄物処理施設等の設置場所	
説 明 会 の 概 要	日 時	
	場 所	1 所在地 2 名称（会場名）
	収 容 定 員	
	日時及び場所の選定理由	
具 体 的 な 開 催 計 画		1 事業計画書提出者側の出席者
		2 説明内容及びその説明方法並びに説明を行う者
関 係 地 域		
条 例 第 21 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 公 告 の 方 法		

備考

- 1 説明会において配布する予定の資料並びに説明会の開催を予定する場所及び関係地域を示す地図を添付すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第11号（第25条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

説明会開催報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した事業計画書に係る説明会を開催したので、同条例第21条第4項の規定により、次のとおり報告します。

施設 の 概 要	産業廃棄物処理施設等の種類	
	産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）	
	産業廃棄物処理施設等の設置場所	
説 明	日 時	
	場 所	1 所在地 2 名称（会場名）
会 の 概 要	実 施 の 状 況	1 出席者（事業計画書提出者側の出席者を除く。）の数
		2 事業計画書提出者側の出席者
要		3 説明内容及びその説明方法並びに説明を行った者
		4 質疑応答の概要

備考

- 1 説明会において配布した資料を添付すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第12号（第27条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

説明会開催不能届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第 20 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで提出した事業計画書に係る説明会を開催することができないので、同条例第 21 条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施	産業廃棄物処理施設等の種類	
設	産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）	
の		
概		
要	産業廃棄物処理施設等の設置場所	
	説明会を開催することができない理由	
	事業計画書の内容を周知する方法	

備考 説明会を開催することができない理由を証する資料を添付すること。

様式第13号（第29条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

事業計画書記載事項変更書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏 名 〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により 年 月 日付けて提出した事業計画書の記載事項を変更するので、同条例第24条第1項の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設等の種類		
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）		
産業廃棄物処理施設等の設置場所		
変更する事項		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

様式第14号（第31条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

事業計画廃止書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した事業計画書に係る事業の計画を廃止したので、同条例第25条第1項の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）	
産業廃棄物処理施設等の設置場所	
廃止の理由	

様式第15号（第33条関係）（用紙 縦6センチメートル、横8センチメートル）

（表）

第 号
立 入 検 査 員 証
職名 氏名
上記の者は、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第31条第1項に規定する立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。
年 月 日交付
静岡県知事 氏 名 印

（裏）

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（抜粋） （立入検査） 第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物処理施設等の設置がされた土地若しくは建物若しくは産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地に立ち入り、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等無償で収去させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--